

居宅介護支援事業所 重要事項説明書

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 Life change
代表者氏名	代表取締役 細川 忠
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	高知県高知市八反町1丁目13-3 電話 088-821-8816
法人設立年月日	平成26年4月16日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援事業所 陽だまり
介護保険指定事業者番号	3970107409
事業所所在地	高知県高知市福井町519-3 井上コーポ 1階西
連絡先 相談担当者名	電話: 088-881-7394 FAX: 088-881-7539 管理者: 和田卓也
事業所の通常の 事業の実施地域	高知市内全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社 Life change (以下「事業者」という。) が設置運営する居宅介護支援事業所 陽だまり (以下「事業所」という。) が実施する居宅介護支援事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員及び管理運営等に関する事項を定め、要介護状態にある者 (以下「利用者」という。) に対し、適切な居宅介護支援事業を提供することを目的とする。
運営の方針	事業所は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し常に利用者の立場に立った居宅サービス計画書の作成を目指し、利用者の残存能力を活かしたうえで居宅サービス等を調整することで、自立支援に繋がるよう支援を行う。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日 (土・日曜日、祝日・12月29日～1月3日は休業)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

(4) 事業所の職員体制

管理者	和田 卓也
-----	-------

管理者 1名 介護支援専門員 1名以上

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

《居宅介護支援の内容》

- ① 居宅サービス計画の作成
- ② 居宅サービス事業者との連絡調整
- ③ サービス実施状況の把握、評価
- ④ 用者状況の把握
- ⑤ 給付管理
- ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助
- ⑦ 相談業務

《利用料及びその他の費用について》

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I 10,860 円	居宅介護支援費 I 14,110 円
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 II 5,440 円	居宅介護支援費 II 7,040 円
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 45 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 III 3,260 円	居宅介護支援費 III 4,220 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50／100 又は 0／100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※ 40 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40 件目以上になった場合に居宅介護支援費 II 又は III を算定します。

※ I C T 活用又は事務職員の配置を行っている場合

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 50 人未満の場合	居宅介護支援費 I 10,860 円	居宅介護支援費 I 14,110 円
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 50 人以上の場合において、50 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 II 5,270 円	居宅介護支援費 II 6,830 円
介護支援専門員 1人当たりの利用者の数が 50 人以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 III 3,160 円	居宅介護支援費 III 4,100 円

※ 当事業所が運営基準減算に該当する場合は、上記金額の 50／100 又は 0／100 となります。また、特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。

※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費 II 又は III を算定します。

	加 算	加算額	内 容・回 数 等
要介護度による区分なし	初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅰ)
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円	入院の日から4日以上7日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合(Ⅱ)
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行った場合。
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円	(Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加による)
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円	(Ⅱ)イ 連携2回以上
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円	(Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円	(Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	通院時情報連携加算	500円	1月につき
	特定事業所加算(Ⅰ)	5,190円	「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
	特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円	
	特定事業所加算(Ⅲ)	3,230円	
	特定事業所加算(A)	1,140円	
	特定事業所医療介護連携加算	1,250円	特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定している等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	利用者又はその家族の同意を得たうえで、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (一月に2回を限度)

3 その他の費用について

① 交通費	サービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要な場合があります。
-------	--

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 利用料について

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます

6 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることがや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 前6ヶ月に当事業所のケアプラン作成における訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護において位置づけられた居宅サービス計画が占める割合、及び訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の同一のサービス事業者が提供された割合について別紙で説明をいたします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：和田 卓也
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故にさいしてとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止するための対策を講じます。

なお、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 業務継続計画(BCP)

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務差異化を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

【事業所の窓口】

担当者：居宅介護支援事業所 陽だまり 管理者：和田卓也
電話番号：088-881-7394 FAX：088-881-7539

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・高知県国民健康保険団体連合会（介護保険課苦情相談窓口）
電話：088-820-8410
- ・高知市役所 介護保険課
電話：088-823-9068
- ・高知県庁 地域福祉部 高齢者福祉課
電話：088-823-9630（代）
- ・基幹型地域高齢者支援センター
電話：088-823-9121

13 第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	